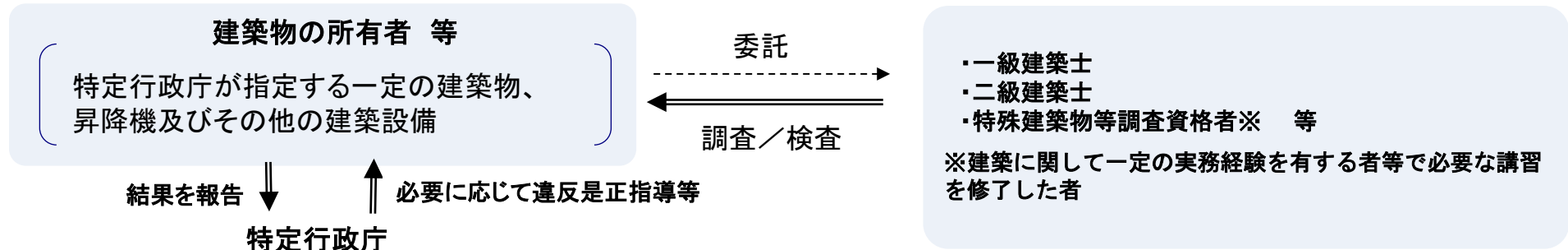


定期報告制度の概要

特定行政庁が一定の建築物、昇降機及びその他の建築設備を指定し、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁へ報告することを義務付けている。



【定期報告の主な調査項目（建築物）】

1. 増築等の有無
2. 構造躯体等の劣化・損傷
3. タイル等外装材、天井等の劣化・損傷
4. 防火区画等の改修の有無、防火設備の設置・管理状況及び作動状況
5. 避難施設(通路、廊下、出入り口)の改修の有無、排煙設備・非常用の照明装置の設置・作動状況

指定方針及び福岡市による指定の状況

＜建築基準法第12条の規定に基づく定期報告対象建築物等の指定について(国による指定指針)＞

用途	定期報告の対象となる規模
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	地階又は3階以上の階でその用途に供する部分(100㎡以下のものは除く)を有するもの <u>又は</u> その用途に供する部分の床面積が300㎡以上のもの

＜福岡市(特定行政庁)による定期報告対象建築物について＞

用途	定期報告の対象となる規模
病院	地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有し、 <u>かつ</u> その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を越えるもの
診療所	規模によらず対象外